

和歌山県議会だより点字版印刷発行業務仕様書

- 1 業務名称
和歌山県議会だより点字版印刷発行業務
- 2 内 容
県が提出する原稿の点訳、印刷（目次は墨字印刷、郵送封筒の印刷を含む。）及び県が指定する場所への印刷物の郵送
- 3 印刷物の名称等
 - (1) 名 称 和歌山県議会だより点字版
 - (2) 規 格 27cm×20cm（B5判）
 - (3) 印刷部数 170部／回
 - (4) 発行回数 4回
 - (5) 発 行 月 平成29年5月、8月、11月及び平成30年2月
- 4 校正方法
校正は必ず点字を読める者を含め、解読する者と原稿を確認する者の2名以上の組で、解読校正を2回以上行うこと。
- 5 県が提出する原稿
平成29年8月発行分 タブロイド判8ページ
平成29年5月、11月及び平成30年2月発行分 タブロイド判4ページ
※わかやま県議会だよりの見本は県議会事務局議事課にあります。
- 6 郵送に関する事項
 - (1) 郵 送 先 150箇所（主に和歌山県内在住者）
 - (2) 郵送期限 県から原稿を受け取った日から15日以内とする。
- 7 印刷発行業務の検査
県は毎発行後、印刷物及びその郵送実績を検査する。
- 8 支払方法
7の検査完了後、契約に基づく金額を請求することができる。

〔見積書の記載方法〕

- 1 宛名は「和歌山県知事」でお願いします。
- 2 住所、法人名及び代表者名を記載の上押印願います。
- 3 見積金額は、総額（4回分）とします。
- 4 総額の内訳（4回分それぞれの額）も記載願います。

●仕様及び見積もりに関する問い合わせ先
〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会事務局議事課 浅田
電話 073-441-3570